



鳥取県公報

令和3年7月6日(火)
第9315号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (389) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定予定 (390) (森林づくり推進課) 2
	基本測量の実施 (391) (県土総務課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (392) (中部総合事務所県民福祉局) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (393) (西部総合事務所県民福祉局) 3
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (394) (教育委員会事務局人権教育課) 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可 (西部総合事務所農林局) 3
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 4

告 示

鳥取県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を令和3年6月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第390号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字西尾字谷183の1、183の2、185、189、190、191、字中山193、194、195、字狸穴539の1、字今地562、563、大字西小鹿字井戸尻1566、1568
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地調査）
- 作業期間 令和3年7月28日から令和4年2月28日まで
- 作業地域
 - 成果不整合地域における基準点改測
鳥取市及び八頭郡八頭町
 - 電子基準点現地調査
鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び琴浦町

鳥取県告示第392号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月6日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
合同会社アロハ	倉吉市海田西町二丁目17	放課後等デイサービスアロハランド	東伯郡湯梨浜町宇野782	児童発達支援	令和3年7月1日

鳥取県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
エース・ケイカク株式会社	米子市両三柳323-1	ヘルパーステーション米子小町	米子市両三柳323-1	居宅介護、重度訪問介護	令和3年7月1日
公益社団法人青年海外協力協会	長野県駒ヶ根市中央16-7	J's ホーム南部	西伯郡南部町法勝寺517	共同生活援助	〃

鳥取県告示第394号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4010255、4030130、4050233、4100103、4100120、4100172、4100215、4110063、4130017、4130078、4130208）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号420063、422039、423041、423145、423153、427103、428176、429168、4151026、4151077、4151130、4151324、4151330、4151353、4171189、4171233、4181084、4181118、4181357、4181358、4181564、4191015、4191244、4191246、4191359、4191452、4191466、4191679、4201051、4201171、4201222、4201649、4201711、4211021、4211207、4211254、4211310、4211331、4211683、4221009、4221079、4221366、4221421、4221512、4221666、4221670、4231112、4231208、4231306、4231333、4231442、4231593、4231594、4241016、4241081、4241147、4241183、4241254、4241306、4241366、4241394、4241445、4241455、4251013、4251140、4251157、4251259、4251266、4251329、4251431、4251490、4251537、4261025、4261183、4261230、4261423、4271109、4271230、4271292、4271341、4271353、4271464、4271483、4271495、4271517、4281073、4281390、4281403、4281409、4281422、4291358）

3 委託した期間

令和3年6月22日から令和5年2月28日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県

林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊屋 235-2	西伯郡伯耆町谷川地内	岩石の採取	25.9379ヘクタール	21.8595ヘクタール	11.8753ヘクタール	令和元年11月5日から令和6年11月7日まで	令和3年6月28日

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和3年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多 賀 谷 一 照

1 試験日時

令和3年11月14日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

（1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

（2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治、経済、社会、情報通信、個人情報保護及び文章理解

4 試験案内及び受験願書の配布

（1）郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和3年8月20日（金）必着のこと。）。
ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月20日（金）まで
イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（2）窓口配布

ア 配布期間 令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで
イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市栲町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

試験案内及び受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

令和3年7月26日（月）から同年8月27日（金）まで

なお、令和3年8月27日（金）の消印があるものまで受け付ける。

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

令和3年7月26日（月）午前9時から同年8月24日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。）での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例

措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和4年1月26日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験場所の変更等を行うことがある。この場合、変更等の内容は一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに掲載する。